

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免対象となります。

(注) 減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、大淀町役場人権住民保険課までご相談ください。(裏面の簡易判定フロー図もご利用ください。)

【保険税の減免の対象となる世帯】 (注) 主たる生計維持者は世帯主を指します。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負ったため、保険税の納付が困難となった世帯

⇒ **保険税を全額免除**

(注) 申請にあたっては、新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病を証明する診断書が必要となります。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれ、保険税の納付が困難となった世帯

⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件(すべてに該当する必要あり)
世帯主について

- (1) 事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入のいずれかが、**前年に比べて10分の3以上減少する**見込みであること(保険金・損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入に含む)
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) (1)で収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(注) 申請にあたっては、収入の減少を証明する書類が必要です。
(売上台帳・給与明細・廃業届の控えなど)

○保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B:世帯主の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:世帯主及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯主の前年の合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 400万円以下の場合 : 全部(10分の10)
550万円以下の場合 : 10分の8
750万円以下の場合 : 10分の6
1,000万円以下の場合 : 10分の4

※新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業等の廃止や失業(非自発的失業は除く)の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。非自発的失業者の場合は、別途保険税軽減制度がございますので、そちらをご案内いたします。

○お問い合わせ先

大淀町役場 人権住民保険課 TEL 代表:0747-52-5501 (内線128~131)

直通:0747-52-5528

※裏面もご覧ください。👉